

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について 【令和2年度決算分】

平成26年4月より、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月より8%から10%に改正されました。

これにより、本市の歳入である地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

串間市では、令和2年度決算における消費税の税率改正に伴う増収分が、2億1,829万4千円となり、以下の事業に充当しています。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		決算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	充当額
社会福祉	重度心身障害者医療費対策費	42,774	21,431			21,343	218,294
	障害者地域生活支援事業	26,320	9,745			16,575	
	障害福祉サービス等給付事業	561,634	421,628			140,006	
	養護老人ホーム入所者援護費	251,442			39,990	211,452	
	教育・保育施設措置費	1,019,559	730,449		13,569	275,541	
	子ども医療費助成事業	45,307	7,530		31,401	6,376	
	児童扶養手当支給事業	107,821	35,896			71,925	
	母子及び父子家庭等医療費助成事業	8,274	3,165			5,109	
	生活保護費	379,064	288,646		7,386	83,032	
	小計	2,442,195	1,518,490		92,346	831,359	
社会保険	保険基盤安定繰出金等	157,601	118,201			39,400	218,294
	介護保険特別会計繰出金	457,013	33,201			423,812	
	小計	614,614	151,402			463,212	
保健衛生	感染症予防事業	33,468	6,495			26,973	218,294
	病院事業費	303,838	42,657			261,181	
	がん検診事業	11,574			6,684	4,890	
	小計	348,880	49,152		6,684	293,044	
合計		3,405,689	1,719,044		99,030	1,587,615	218,294

※決算額には人件費及び事務費は含まれておりません。